

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第35回プロゼミ



～事業所得か給与所得か(りんご生産事業組合事件)～
(最高裁平成13年7月13日第二小法廷判決)

組合課税はいわゆる導管理論が原則的に承認され、パススルー課税として説明されることが多い。もっとも、原則的にはそのように考えられているが、そこに例外はないのであろうか。今回取り上げるりんご生産事業組合事件は、所得税法上の所得区分が、組合の主たる事業活動の内容に直接的に影響を受けるか否かが争点とされた事例であるが、その後の、いわゆる航空機リース事件やLLC事件、LPS事件等においても議論の素材とされるなど、組合課税を考えるに当たって重要な示唆を提示している事例であるといふ。

研究会では、そもそも論に立ち返って、事業体課税を巡る重要論点を理解しましょう。

◆日時:2018年7月14日(土)16:20～18:00

◆会場:都内会場を予定

(会場の詳細については事務局までお問い合わせください。
事務局 TEL:042-806-9843 e-mail:jimu@ful-crum.info)

◆講師:酒井 克彦 ファルクラム代表理事
(中央大学商学部教授)

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(なお、必ずしも認定を保證するものではないことをご了承ください。)

【内容】

- 民法上の組合の組合員が組合から委嘱された作業に従事したことの対価として得た収入が給与所得に当たるとされた事例(りんご生産事業組合事件)―最高裁平成13年7月13日第二小法廷判決―

上記事例を素材に議論・酒井教授の解説等を行います。

【次回のご案内】第36回プロゼミ

- ◆日時:9/15(土)13:30～15:10
- ◆会場:都内会場を予定
- ◆テーマ:藤沢メガネ訴訟

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回1つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

◆受講料:年会費18万円(月額1万5,000円)

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ2万5,000円(非開催月は1万5,000円)

【会員特典】

- ◆プロゼミ研究会の無料参加(年間8回開催(2・3・5・8月は非開催月))
- ◆公開セミナーの無料参加
- ◆毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)
- ◆プロゼミ研究会欠席時のDVD無料送付



FAX 参加申込書

FAX 番号:042-806-9844

| | |
|---------------|-----------------------|
| プロゼミ受講者(1)ご芳名 | プロゼミ受講者(2)ご芳名 |
| 事務所名 | Mail address(既会員は省略可) |
| ご住所(既会員は省略可) | |
| TEL(既会員は省略可) | FAX(既会員は省略可) |

◆主催:一般社団法人ファルクラム(詳細はHPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)
〒185-0033 国分寺市内藤1-25-1 B号 TEL042-806-9843(9～17時) 土日祝除く
お問い合わせ:一般社団法人ファルクラム(E-mail:jimu@ful-crum.info)